

京都市告示第 (3) 号

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成18年7月20日

京都市長 梶本頼兼

医療機関指定（病院・診療所・歯科・薬局・訪問看護ステーション）

名 称	所 在 地	指定年月日
金井病院	伏見区淀木津町612番地の12	平成18年4月1日
桃仁会病院附属診療所	伏見区桃山町根来16番地	平成18年3月20日
安田クリニック	中京区手洗水町659番地 烏丸中央ビル1F	平成18年5月1日
(医)創健会 西村診療所	下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地	平成18年4月29日
田中晶子クリニック	下京区西七条東石ヶ坪町31番地	平成18年6月1日
明德診療所	左京区岩倉忠在地町363番地の4	平成18年5月1日
(医)平盛会 耳鼻咽喉科平杉クリニック	右京区梅津南上田町1番地	平成18年6月1日
ヤスタ薬局本店	上京区千本通寺之内上る西五辻北町448番地	平成18年3月1日
あゆみ訪問看護ステーション	伏見区丹波橋町914番地	平成18年5月15日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)